

板橋区立志村第二小学校 いじめ防止基本方針

令和3年3月22日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。 なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

(2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 校内組織体制

<いじめ対応チーム>

(1) 構成員

校長・副校長・生活指導担当・特別支援コーディネーター・養護教諭 等

(2) 調査・対応班

担任・生活指導担当・養護教諭 等

※調査・対応班は必要に応じて編成する。（事案により柔軟に編成する。）

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

(1) 基本的な考え方

「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に学校全体で取り組む必要がある。

そのためには、教職員がゆとりをもって子どもと向き合う時間を確保し、児童一人一人

が互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり・学級づくり・学校づくりによって自己有用感・自己肯定感を味わい、自尊感情を育むことが大切である。学級づくりにおいては、その根幹を支える日々の授業について、教師一人一人が改革に取り組み、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。また、道徳教育と体験活動を充実させるとともに、道徳の時間については、命の大切さについての指導を行い、豊かな心を育てる。

(2) 研修の充実

ア いじめについての共通理解

- ・ 「いじめ防止基本方針」の確認（4月）
- ・ 「いじめ対応マニュアル」の確認（4月）

イ 教職員の資質向上のための校内研修

- ・ 児童向け情報モラル指導についての研修会の実施（1学期）
- ・ カウンセリングマインド研修・事例研究（7. 8月）
- ・ 児童、保護者、教員向け情報モラル研修会の実施（2学期）

(3) 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

ア 自尊感情を高める学習活動・学級づくり・人間関係づくり

- ・ 違いを認め合う仲間づくり

イ 人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等の充実

- ・ 生命尊重の精神や人権感覚を育む人権教育の充実
- ・ 心に響く資料を活用した「道徳の時間」の充実
- ・ 自己と向き合い、他者、社会、自然と直接的に関わり合う体験教育の充実
地域探検、福祉施設訪問、敬老会参加 等
- ・ 豊かな人間関係を築く縦割り班活動等特別活動の充実
掃除、給食、スポーツタイム等

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ いじめ対応会議の開催
- ・ 学校便り、学級便り、ホームページ等の発行
- ・ 奨学会（PTA）、おやGの会、学校運営連絡協議会との連携
- ・ 児童相談所、子ども家庭支援センター、地域センター、青健活動、民生児童委員等との連携

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。わずかな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。また、いじめられている本人からの訴えは少ないことも考慮し、日頃からの児童

の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 日々の道徳授業や学級指導、日記指導等 毎週金曜日の生活指導朝会
 - ・ ふれあい月間の実施と分析（6月・11・2月）
 - ・ 定期的な生活アンケートの実施（学期に1回程度）
 - ・ SCによる5学年全員面接の実施（1学期）
 - ・ 職員会議や児童理解研修会、校内特別支援委員会等における生活指導面の情報交換
 - ・ 学校公開、土曜授業プラン、道徳授業地区公開講座での情報交換
 - ・ 保護者会や家庭訪問、個人面談等での情報交換
- *子どもの心を理解する強化月間

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 発見・通報

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- イ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。

② 対応

- ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童の安全確保。
- イ 「いじめ対応チーム」における情報共有。
- ウ 「いじめ対応チーム」、調査・対応班によるいじめの事実の有無の確認。
把握すべき情報…加害者と被害者、時間と場所、内容、背景と要因、期間
※児童の個人情報の取り扱いに十分注意する。
- エ 事実確認の結果の教育委員会への報告。
- オ 被害・加害児童の保護者への連絡・支援・助言。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

① 事実関係の聴取と支援

- ア 事実確認と共に本人の気持ちに共感する。
- イ 「あなたが悪いのではない」「最後まで守り抜く」「秘密を守る」「解決できる」などのことを伝える。

ウ 自信をもたせる言葉かけをし、自尊感情を高める。

② 保護者への連絡と支援

ア 家庭訪問等で面談し、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

ウ 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 継続して家庭と連絡を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

オ 家庭でも本人の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

③ いじめられた児童の安全確保

ア 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う。

イ いじめられた児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域住民等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

ウ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を確保する。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導する。
- ・状況に応じて、関係機関・外部専門家等の協力を得る。

④ いじめ解決後

継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 事実関係の聴取

② いじめを止める

複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に行う。

③ 保護者への連絡・助言

事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

④ いじめた児童への指導

ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。

イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

ウ 児童の個人情報取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

エ いじめの状況によって学校だけで解決が困難な事例の場合は、警察や関係機関との連携による措置も行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめが起きたときの指導

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

② その後の指導

ア いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

イ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 未然防止

ア 保護者への啓発（保護者会等で伝える）

- ・子どものパソコン・携帯電話等を管理するのは家庭であり、家庭において子どもを危険から守るためのルール作りを行うこと。携帯電話の必要性の検討。

- ・「インターネットへのアクセスはトラブルの入り口」という認識。

- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えることの認識。

- ・ネットに関するトラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいた場合は学校に相談すること。

イ インターネットの特殊性を踏まえた児童への指導

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

- ・匿名でも書き込みした人は、特定できること。

- ・違法情報や有害情報が含まれていること。

- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。

- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

② 早期発見・早期対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為に当たるような、学校だけで解決が困難な事例の場合は、警察や関係

機関との連携による措置を行う。

(8) 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに学校いじめ等対策委員会を設け、教育委員会の指導及び支援を受けながら質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 点検改善の視点

この基本方針は、今後、いじめ対策委員会等で、取組の点検・評価を行い、改善及び見直しを図っていく。

- ・学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・評価を分析し、取組の見直しをする。

7 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

4月 いじめ対応チーム会議 学校基本方針の提案・共通理解 いじめ実態把握調査
保護者向け啓発

5月 校内特別支援委員会 児童理解研修会 家庭訪問・個別面談の実施

6月 ふれあい月間（いじめ防止強化月間）

いじめ防止の授業を行う。

児童向け情報モラル指導についての研修会の実施

7月 5年生全員面接の実施（SC） 個別面談の実施

8月 カウンセリングマインド研修・事例研究

9月 いじめ対応チーム会議 個別面談の実施

10月 児童、保護者、児童理解研修会 教員向け情報モラル研修会の実施

いじめ防止の授業を行う。（公開）

11月 ふれあい月間（いじめ防止強化月間）個人面談の実施

12月 生活アンケートの実施

1月 年度末学校評価の実施・考察・改善点の検討

いじめ防止の授業を行う。

2月 ふれあい月間（いじめ防止強化月間）

3月 いじめ対応チーム会議 学校基本方針の見直し

（※毎週 生活指導朝会で情報交換を行う）